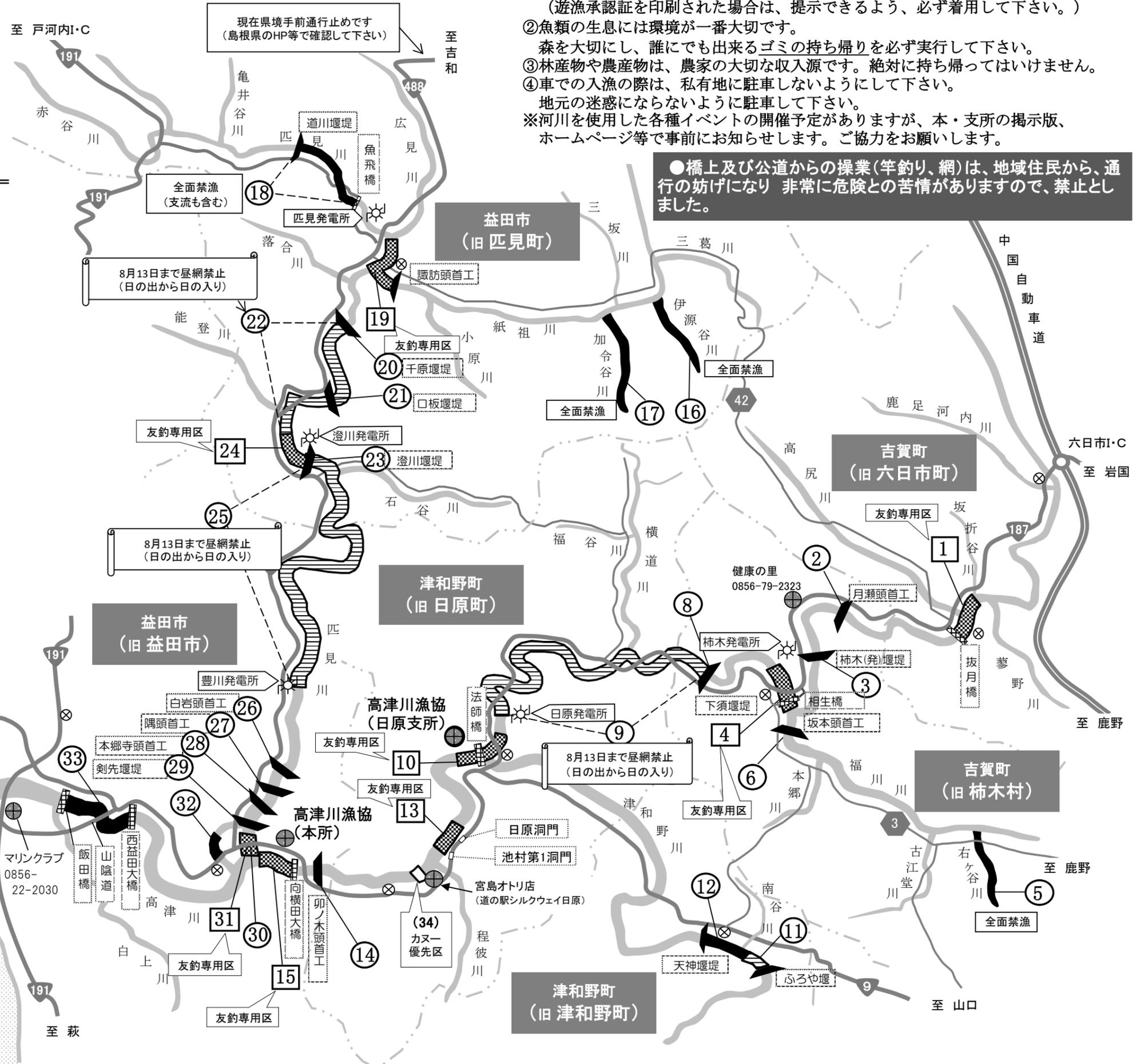


漁業の禁止区域及び制限区域

益田市神田町イ614番地
高津川漁業協同組合
<http://www.takatugawa.or.jp>
 TEL 0856-25-2911
 FAX 0856-25-2973

-  友釣専用区域
-  一部漁法対象区域
-  全漁法対象区域
-  全漁法対象区域 (堰堤の上下流域)
-  警察・駐在所
-  オトリあゆ販売所



注意

- ①許可証は必ず着用し、定められた漁法により操業して下さい。遊漁承認証をオンラインで申し込まれた場合は、確認できる画面を提示できるよう携帯して下さい。(遊漁承認証を印刷された場合は、提示できるよう、必ず着用して下さい。)
- ②魚類の生息には環境が一番大切です。森を大切に、誰にでも出来るゴミの持ち帰りを必ず実行して下さい。
- ③林産物や農産物は、農家の大切な収入源です。絶対に持ち帰ってはいけません。
- ④車での入漁の際は、私有地に駐車しないようにして下さい。地元の迷惑にならないように駐車して下さい。

※河川を使用した各種イベントの開催予定がありますが、本・支所の掲示版、ホームページ等で事前にお知らせします。ご協力をお願いします。

●橋上及び公道からの操業(竿釣り、網)は、地域住民から、通行の妨げになり 非常に危険との苦情がありますので、禁止としました。